

鳥川小学校いじめ防止基本方針

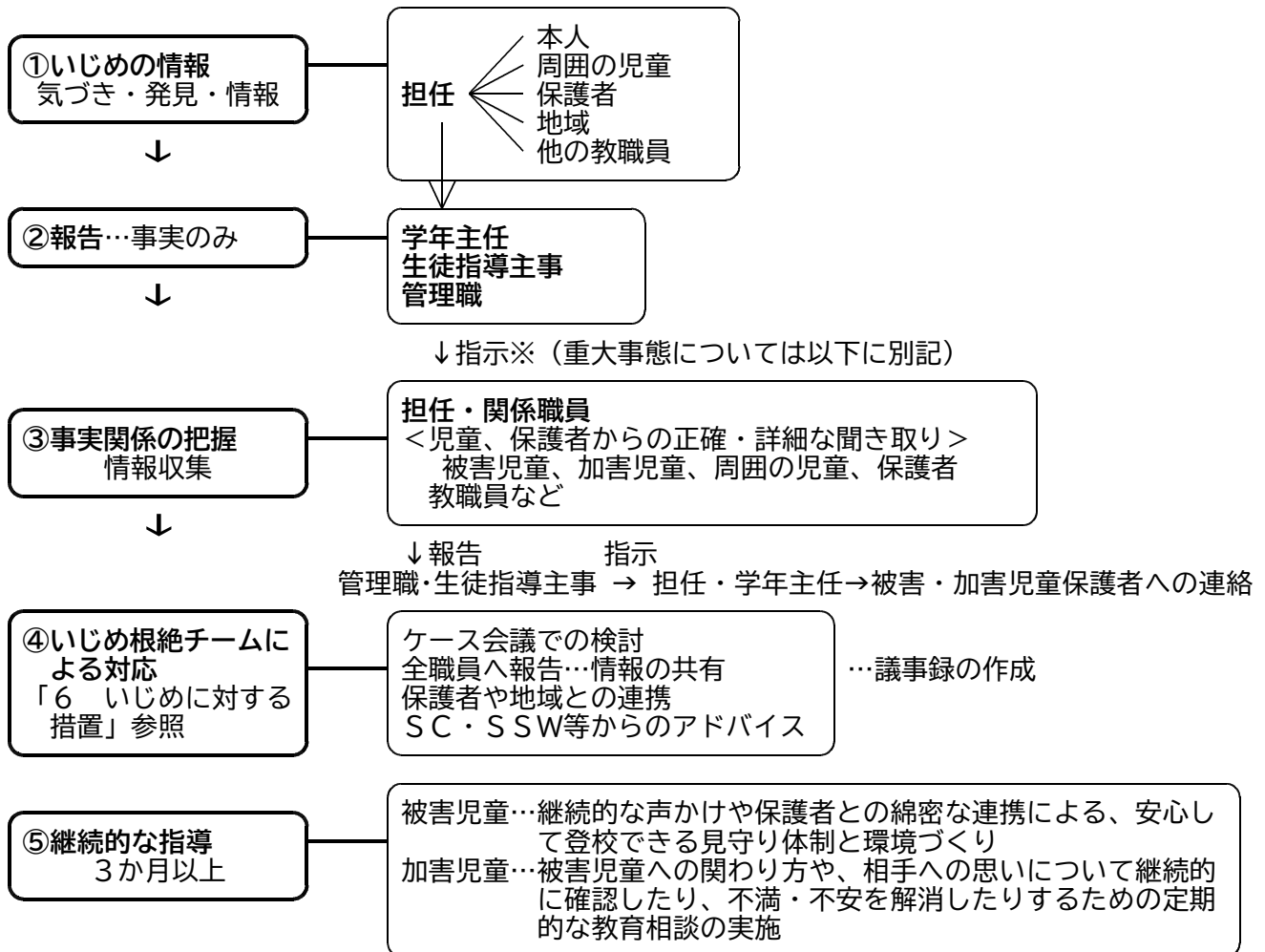
いじめに対する基本的な考え

- ◎ 「いじめは現に起きている」との基本認識のもと、指導・対応にあたる。
- ◎ いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ◎ いじめであるかどうかの判断は、被害者の立場に立つて行う。
- ◎ 被害児童の立場に寄り添い、加害児童に対して毅然とした対応をとる。
- ◎ いじめ根絶に向けて、学校、保護者、地域、関係機関と連携しながら早期に発見し、迅速に対応する。

1 いじめ根絶チームメンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 該当学年担任 養護教諭

2 いじめへの基本的な対応



3 未然防止のための取り組み

- 一人一人居場所のある学級経営の充実（Q Uを生かした学級づくり）
- 授業の充実
- 学級活動や道徳教育の充実
- 異学年による交流活動での人間関係の育成（縦割り班活動、清掃活動など）
- 家庭や地域、関係諸機関との連携

4 早期発見に向けて

- **児童観察（気づき）**
 - ・表情、孤立 ・欠席の増加 ・友人関係の変化 ・保健室の来室増加
- **生活アンケートの実施**（年間3回、必要に応じて随時）
 - 内容の確認は、担任が実施後、他の教員も行うこととする（ダブルチェック）。
- **教育相談の実施**
 - ・定期相談 ・必要に応じて、臨時に行う相談
- **スクールカウンセラーとの連携**
- **保護者や地域との連携**（訴えや情報）

5 いじめに対する措置

◎ いじめが発生した場合、いじめ根絶チームを中心に以下の措置を行う。

(1) 被害児童の保護 ※最優先事項

不登校、自傷行為、仕返し行動などといった二次的な問題の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

<留意点>

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
- 大人の思い込みで児童の心情を勝手に受け止めない。
- 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。

(2) 被害者の安全内場所確認とニーズの確認

被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づいて安全な居場所の確保を行うとともに、加害児童や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択肢を提示する。

(3) 加害児童への指導と被害児童、加害児童の関係修復

○ 加害児童が罪障感を抱き、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるよう働きかける。→加害児童の保護者にも協力を要請

※ 加害児童の成長支援という視点から、内面理解に基づいた働きかけをする。

- ・ いじめの行為は絶対に認められないという視点は変わらない。
- ・ SCやSSWの活用
- ・ 長期的な指導ビジョンをもって

(4) 望ましい学級集団の再構築

- いじめを見ていた児童→自分の問題として捉えさせる。
- はやしたてなど、同調していた児童→いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 当事者を含む学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。

6 いじめ重大事態への対処

いじめ重大事態とは

(1) いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法 第28条より一部抜粋)

※ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも報告・調査にあたる。

(1) 調査を行う組織

① 調査委員会

調査委員会は、教育委員会の諮問を受け以下の調査等を行う。

- ・ 本校において、児童等の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いのあるいじめ重大事態が発生した場合、その事実の確認と調査を行い、事実関係をまとめた報告書を教育委員会に答申する。
- ・ 上記のいじめ重大事態の解決及び同種の重大事態の発生防止に向けた、学校、教育委員会、当該児童等及びその保護者への助言と支援を行う。

② 重大事態調査チーム

重大事態調査チームの主な役割は以下の通り。

- ・ 重大事態調査チームはいじめ重大事態の調査を行う組織である。
- ・ いじめ重大事態調査において、被害児童等及びその保護者の訴えなどを踏まえ、本校に設ける組織での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に調査を行う。
- ・ 調査途中で、調査委員会へ調査組織を変更する場合もある。
- ・ 「いじめ防止サポートチーム」が支援していたいじめ問題が、重大事態化し、かつ、その調査を重大事態調査チームが行うことになった場合、教育委員会の対応が支援から調査に切り替わることを被害児童等及びその保護者に説明し理解を得た上で、対象事案を最も把握している「いじめ防止サポートチーム」のメンバーの一部を重大事態調査チームに加え調査することも可能とする。

③ 本校に設ける組織

本校に設ける組織の主な役割は以下の通り。

- ・ 取り扱う重大事態は、不登校重大事態とする。
- ・ 不登校重大事態に係る調査は、主としていじめ解消と対象児童等の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童等の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいことから、学校が調査にあたることを原則とする。

※ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)

- ・ 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- ・ 調査途中で、調査組織を変更する場合もある。

- ④ 重大事態調査を行う組織の決定
調査を行う組織は、下表により教育委員会会議で判断する。

調査組織 重大事態	調査委員会	重大事態 調査チーム	市立学校に設ける 組織
生命心身財産	自死事案 ◎	△	△
重大事態	その他 ○	○	△
不登校重大事態	○	○	◎

※ ◎、○、△は調査を行う組織の優先順位を表す。その順位は◎→○→△となる。

※ 本校には、調査委員会及び重大事態調査チームの指示により、重大事態に係る資料の提出が求められる。

- ⑤ 福島市いじめ問題再調査委員会
福島市いじめ問題再調査委員会の主な役割は以下の通り。
- ・ 再調査委員会は、市長からの諮問に応じ、教育委員会から提出された重大事態に関する調査結果を記載した報告書等について、再度検証し、調査及び審議を終えた時には答申書を作成し、市長に対して報告する。
 - ・ 再調査委員会による調査の結果については、市長よりその結果が議会に報告される。
 - ・ 再調査委員会による調査の結果を踏まえ、市長及び教育委員会は自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から） ・ 誰から行われ ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情 ・ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① 被害児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ 被害児童から十分に聴き取る。
 - ・ 児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。
 - ・ 加害児童に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
 - ・ 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応にあたるようにする。

② 児童の入院や死亡など、被害児童等からの聴き取りが不可能な場合の留意点

教育委員会は、被害児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

③ 医療機関等から聴き取りが可能な場合

医療機関を受診・通院していた場合は、担当医からの聴き取りを行う。

<児童の自殺が起こった場合の調査>

いじめがその原因として疑われる児童の自殺案件が起こった場合、その全容解明とその後の自殺防止に資する観点から、教育委員会は速やかに重大事態と認定するとともに、「調査委員会」を設置し、調査を行う。その際、「調査委員会」は以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省）を参考に調査を行う。

- 「調査委員会」は、事実関係等を明らかにするため、速やかに調査を行うとともに、再発防止・自殺予防への提言、報告書のとりまとめと遺族等への説明等を行う。
- 調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、遺族に寄り添いながら調査を進める。
- 調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集して、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報にのみ依拠することなく客観的に、総合的に分析評価を行うよう努める。
- 詳しい調査を行うにあたり、「調査委員会」は遺族に対して、調査の目的、目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方などについて、できる限り丁寧に説明をし、遺族の合意を得ながら調査を進める。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、「調査委員会」は、遺族に対して、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案するとともに、教育委員会及び学校に対し、アンケート調査等を行うことについて指示を行う。

- ※ 学校は、自殺事案が発生した時点で持っている情報のすべてを迅速に整理しておくよう努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシー配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応する。

7 年間計画および評価と改善

月	会議等	教育相談・いじめ調査
4	第1回生徒指導協議会	
5	第2回生徒指導協議会	
6		第1回学校生活アンケート 第1回教育相談
7・8	QU分析結果に基づく校内研修	
9		夏季休業明け教育相談（必要に応じて）
10		
11	第3回生徒指導協議会 （含いじめ対応シミュレーション研修）	第2回学校生活アンケート 第2回教育相談
12		学校評価によるいじめ対応の評価
1	第4回生徒指導協議会	冬季休業明け教育相談（必要に応じて）
2・3	基本方針の確認・見直し	第3回学校生活アンケート

※ 2・3月に定期的な基本方針の確認・見直しを行う。

※ 学校評価によるいじめ対応の評価を受け、2・3月の基本方針の見直しの際にその内容を反映させるようにする。